

【改葬・墓終いの流れについて】

現在のお墓から新しいお墓や寺社などにご遺骨を移すことを「改葬」と言います。改葬は、自治体の手続き(改装許可)と、ご遺骨の移動など作業が必要になります。墓終いは、改葬の後に墓石等の撤去と、弊社とのご解約が加わります。

◆当社の霊園墓地から他所にご改葬する場合の流れ

①ご遺骨の改葬先を確保する。

新しい墓地やお寺の永代供養など、ご遺骨の改葬先（移動先）を確保します。

* 既に別にお墓をお持ちで、そちらに合祀される場合は不要です。

②香南市役所に改葬許可申請を行い、改葬許可をもらう。

香南市役所 環境対策課（電話 0887-57-8508）に改葬したい旨をご連絡頂き、改葬手続きを行ってください。

手続きが終わりますと改葬許可が下ります。

③当社に、改葬する旨の連絡をしてください。

改葬許可が下りてから、具体的な作業に移ります。

以降の流れについて、ご相談しながら個々のご事情に応じて対応を決めていきます。

④現在のお墓から出骨する日取りを決める。

ご納骨の際に神仏に拜んでもらうのが一般的です。必要に応じ、寺社と日取りの調整をしてください。

また、納骨堂を開ける際に拝石などをずらす必要がありますので、石材店に手伝って頂く場合は、必要に応じて石材店に依頼してください。

⑤現在のお墓から出骨する。

④で決めた日取りでご出骨します。

出骨したご遺骨はご自身で手持ちされる場合が多いですが、

配送をご希望する場合は石材店とご相談ください。

なお、当日弊社から立ち合うことはございません。

⑥現在のお墓から墓石などを撤去する。(墓終いの場合)

ご利用者様にて、墓地から墓石などを撤去して頂きます。

野市町墓地公園の自由墓地区画や香我美町各霊園の場合は更地にしてください。

野市町墓地公園の管理区画の場合は、カロート(納骨堂)のみを残した状態にしてください。

野市町墓地公園の場合は、弊社でも撤去のご相談を受け付けております。

⑦当弊社に解約届を提出する。(墓終いの場合)

当弊社書式の書類に必要事項をご記入の上、提出してください。

⑧当弊社にて撤去後の状況を確認する。(墓終いの場合)

撤去後の状況を当弊社にて最終確認します。

以上が大まかな流れになります。